

2 日 子 第 1 2 6 3 号
令 和 2 年 4 月 2 8 日

各 保 育 施 設 在 園 の 保 護 者 様

日 の 出 町 長
橋 本 聖 二
(公 印 省 略)

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 拡 大 防 止 の た め の
保 育 施 設 の 利 用 ・ 登 園 自 粛 に つ い て (再 要 請)

日 頃 よ り 、 日 の 出 町 の 保 育 行 政 に ご 理 解 と ご 協 力 を い た だ き 、 あ り が と う ご ざ い ま す 。

さ て 、 本 町 に お い て は 、 4 月 8 日 付 で 保 育 園 ・ 認 定 こ ど も 園 を 利 用 す る 保 護 者 の 皆 様 に
各 施 設 の 利 用 自 粛 を お 願 い し 、 ご 協 力 を い た だ い て い る と こ ろ で す 。

し か し な が ら 、 東 京 都 内 ・ 近 隣 の 自 治 体 で の 感 染 者 数 は 増 加 し て い る 状 況 で す 。 お 子 様 の
生 命 ・ 身 体 の 安 全 と 保 育 士 の 心 身 の 健 康 を 守 る た め に 、 保 護 者 様 の 更 な る ご 協 力 が 必 要 で あ
り ま す 。 つ き ま し て は 、 保 育 が 必 要 で あ る 特 別 な 事 情 が あ る 方 に は 、 こ れ ま で 同 様 に 保 育 の
提 供 を 実 施 し ま す が 、 自 宅 保 育 が 可 能 な 方 に お か れ ま し て は 、 各 施 設 の 利 用 自 粛 期 間 の 延 長
と 、 更 な る 利 用 自 粛 要 請 を お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

【 自 粛 期 間 】

令 和 2 年 5 月 7 日 (木 曜 日) か ら 令 和 2 年 5 月 3 1 日 (日) ま で

【 保 育 料 に つ い て 】

自 粛 期 間 中 、 各 施 設 を 利 用 し な か っ た 日 の 保 育 料 の 日 割 減 免 (負 担 軽 減)
を 行 い ま す 。 詳 細 に つ い て は 現 在 調 整 中 の た め 、 決 定 次 第 、 対 象 の 方 に お
知 ら せ し ま す の で ご 了 承 く だ さ い 。

※ 対 象 者 は 、 日 の 出 町 内 に お 住 ま い の 町 内 ・ 町 外 の 認 可 保 育 所 、 認 定 こ ど
も 園 、 小 規 模 保 育 事 業 所 に 通 う 児 童 の 保 護 者 と な り ま す 。 町 外 に お 住 ま い
の 方 は 、 お 住 ま い の 市 区 町 村 へ 問 い 合 わ せ て く だ さ い 。

「 緊 急 事 態 宣 言 」 に よ り 子 ど も の 命 を 考 え た 特 別 な 対 応 で あ る こ と を 、 ご 理 解 い た だ き 、
ご 協 力 を お 願 い い た し ま す 。

【 問 い 合 わ せ 】

日 の 出 町 役 場 子 育 て 福 祉 課
電 話 : 0 4 2 - 5 9 7 - 0 5 1 1
内 線 : 2 9 8